

3. 用語解説

【アドミッション・ポリシー】

受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針。

【エクスターーンシップ】

法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修。

【オフィスアワー】

授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す授業時間以外の特定の時間帯（例：火曜日の15時から17時まで）。

【外部評価／第三者評価】

外部評価は、大学等が行う事業等について、大学等が選定する学外者から評価を受けること。一方、第三者評価は、第三者的立場にある評価機関等が実施する評価のこと。

【科目等履修生制度】

高等教育機関において開設されている授業科目のうち、必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者を受け入れる制度。正規の学生と同様、履修した授業科目の成果として単位を取得することができるため、当該履修者が正規の学生となった場合に取得した一定の単位を学位取得のための修了要件単位に加算することも可能である。

【クリニック】

弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な事例に即して学ばせる教育内容。

【サバティカル】

教員が、専門分野に関する能力向上のため、一定期間、管理運営業務等を免除され、異なる機関等において教育研究に専念することができる制度。

【再試験／追試験】

再試験とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験のこと。追試験とは、当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかつた者に対して行われる試験のこと。

【司法修習】

司法試験に合格した後、裁判官、検察官又は弁護士となる資格を得るために必要な裁判所法に定められた研修。

【G P A制度】

学生の成績評価については、専門職大学院設置基準において、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価の基準を予め明示するとともに、当該基準に則して適切に評価を実施することが要求されている。G P A制度は、客観的な成績評価を行う方法として大学に導入されているもので、一般に授業科目ごとに5段階（例えばA、B、C、D及びF）で成績評価を行い、それぞれ4から0のグレード・ポイントを付し、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業等の要件とする制度。Grade Point Average の略。

【実務家教員】

専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員。法科大学院に最低必要な専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有する実務家教員を置く必要がある。

【シラバス】

学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業科目名、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価等にも使われる。

【T A（ティーチング・アシスタント）】

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実験、実習、演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生に講義の実施方法や教材作成に関する技能の修得の機会を提供とともに、これに対する手当への支給により、大学院学生の待遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

【適性試験】

法科大学院の入学者選抜において、法律学についての学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すために行う試験。適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験がこれに相当する。

【標準修業年限】

標準的な修業年限のこと。法科大学院における標準修業年限は3年であるが、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超えるものとすることができる。

【F D（ファカルティ・ディベロップメント）】

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取組の総称。F Dと略して称されることもある。その意味するところは広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。専門職大学院設置基準第11条により、F D活動の実施が義務化されている。

【法学既修者／法学未修者】

法学既修者とは、当該法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者のこと。法学既修者は、1年を超えない範囲で在学期間を短縮し、修了に必要な単位のうち30単位を超えない範囲（修了要件単位数が93単位を超える法科大学院にあっては、その超える部分の単位数は30単位を超えることができる）を修得したものとみなすことができる。法学未修者とは、法学既修者以外の者のこと。

【法情報調査】

法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容。

【法文書作成】

法的文書（契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等）の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容。

【みなし専任教員】

実務家教員のうち、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織運営について責任を担う専任教員以外の教員。一定の範囲内で専任教員として取り扱うことができる。

【模擬裁判】

民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容。

【ローヤリング】

依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容。